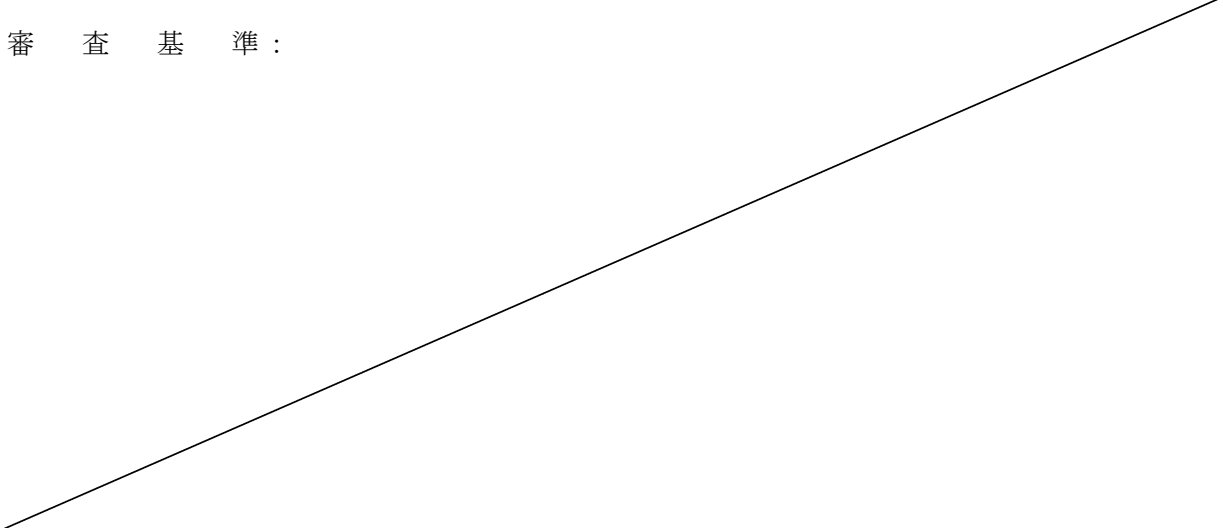


# 審 査 基 準

令和元年 6 月 2 6 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 6 項
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 3 項、第 4 項、第 5 項（合格証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先： 住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業・危険物係（TEL 017-723-4211）
備 考：